

第1回「地球温暖化対策報告書制度における
ベンチマークの設定に関する検討会」

令和6年8月2日（金曜日）
16:00～18:00 オンライン会議

1 開 会

- (1) 東京都あいさつ
- (2) 委員紹介

2 議 事

- (1) 中小規模事業所の「エネルギー・ベンチマーク」の設定について
- (2) 今後のスケジュール

3 閉 会

【配布資料】

資料1 地球温暖化対策報告書制度におけるベンチマークの設定に関する検討会

委員名簿

資料2 中小規模事業所の「エネルギー・ベンチマーク」の設定について

資料3 今後のスケジュール

参考資料 地球温暖化対策報告書制度におけるベンチマークの設定に関する

検討会設置要項

1 開 会

(1) 東京都あいさつ

○陣内温暖化対策報告書制度担当課長 それでは定刻になりましたので、ただいまより、第1回「地球温暖化対策報告書制度におけるベンチマークの設定に関する検討会」を開会いたします。

私は、東京都環境局温暖化対策報告書制度担当課長を務めております陣内と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日委員の皆様には、お忙しい中御出席をいただき誠にありがとうございます。

既に御案内のとおり、本日の会議は公開で行うこととなっております。議事進行中、傍聴の方は発言はできませんので御承知おきください。

なお、本日の会議資料については、東京都環境局のウェブサイトに掲載をしておりますので、傍聴の方は必要に応じて御参照いただければと思います。

それでは、次第に沿って進めてまいります。

まず初めに、第1回検討会の開会に当たり、東京都環境局気候変動対策部長の荒田より御挨拶をさせていただきます。

○荒田気候変動対策部長 東京都環境局の荒田でございます。

委員の皆様には大変お忙しい中、このベンチマーク設定に関する検討会の委員に御就任いただきまして誠にありがとうございます。

東京都では、2050年までにCO₂排出を実質ゼロにする「ゼロエミッション東京」の実現に向け、2030年までにCO₂排出を半減するカーボンハーフを目指しております。そのため、中小規模事業所を対象とする地球温暖化対策報告書制度をはじめ、脱炭素化に関する各種制度について条例改正を踏まえ、来年度からの実施に向け、現在準備を進めているところでございます。

地球温暖化対策報告書制度では、2010年度の制度開始以降、3万を超える事業所が参加されています。来年度からは、都が示す2030年度の達成水準を踏まえ、事業者が自ら目標を設定し、その取組状況の報告を行っていただきます。

その際、同業種の中での当該事業所の省エネ水準の把握や、省エネ目標設定の参考としていただくため、このたび、エネルギーベンチマークを新たに設定したいと考えております。

委員の皆様の御知見を賜りながら、実効性ある制度を構築してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(2) 委員紹介

○陣内温暖化対策報告書制度担当課長 次に、本検討会の委員の皆様を御紹介させていただきます。

資料1を御覧いただければと思います。50音順に御紹介をさせていただきます。委員の皆様には、御紹介の後に一言御挨拶をお願いいたします。

まず、一般財団法人住宅・建築SDGs推進センター特別研究員の遠藤委員でございます。

○遠藤委員 遠藤です。よろしくお願いいたします。

昨年度のキャップ&トレード制度の専門的事項等検討会からこちらのほうに継続で委員を務めさせていただきます。

主な専門は、建築物の環境性能評価なんですけれども、主にはCASBEEや届出制度の構築支援などに携わってまいりました。こちらのほうでもよろしくお願いいたします。

○陣内温暖化対策報告書制度担当課長 続きまして、大阪公立大学都市科学・防災研究センター特任教授、亀谷委員でございます。

○亀谷委員 大阪公立大学の亀谷でございます。

今回東京都で新たなベンチマーク制度の制定ということで、従来、建物のエネルギー消費量のデータベースとか、その他もろもろの建物エネルギーに関する調査研究を行ってきた関係で、この委員会もお手伝いすることになった次第でございます。よろしくお願いいたします。

○陣内温暖化対策報告書制度担当課長 続きまして、早稲田大学理工学術院創造理工学部建築学科教授の田辺委員でございます。

○田辺委員 早稲田大学の田辺です。建築環境を専門にしております。どうぞよろしくお願いいたします。

○陣内温暖化対策報告書制度担当課長 続きまして、CSRデザイン環境投資顧問株式会社代表取締役社長堀江委員でございます。

○堀江委員 CSRデザイン環境投資顧問の堀江です。よろしくお願いいたします。

私も昨年度までの東京との建築物に関するキャップ&トレード、あるいは地球温暖化対策報告書制度の専門的事項の検討会に引き続き、こちらのベンチマークの設定委員会のほうにも参加させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○陣内温暖化対策報告書制度担当課長 続きまして、株式会社日本総合研究所創発戦略センターチーフスペシャリストの村上委員でございます。

○村上委員 日本総研の村上でございます。私も昨年度に引き続きましてお世話になります。

私は、中小企業における環境経営ですとか、SDGs、ESG、そういった分野を専門にしております。どうぞよろしくお願いいたします。

○陣内温暖化対策報告書制度担当課長 ありがとうございます。

検討会では、検討会設置要綱の規定にもとづき座長を置くこととなっております。

座長については、東京都環境局長があらかじめ指名することとなっております。本検討会の座長には、田辺委員を指名させていただきます。

田辺座長、一言お願いいたします。

○田辺座長 ありがとうございます。大変僭越でございますけれども、座長を務めさせていただきたいと思います。

このベンチマークで自分のところの建物や飲食店がどのくらいの位置にあるかということと比較していきながら、省エネ努力をしていただくというのは極めて重要だと思っております。大変多くの方が傍聴されておられます。先生方におかれましても、活発な御議論をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

2 議 事

(1) 中小規模事業所の「エネルギー・ベンチマーク」の設定について

○陣内温暖化対策報告書制度担当課長 それでは、田辺座長、進行のほうをここからお願いいたします。

○田辺座長 ありがとうございます。それでは、ここからは私のほうで進めさせていただきます。

議事の(1)の本日の検討に入ります前に、まず地球温暖化対策報告書制度の現状ですとか、今回のベンチマークの設定に関する検討の経緯、また方向性について確認をさせていただきたいと思います。

最初の資料は、中小規模事業所の「エネルギー・ベンチマーク」の設定についてのスライド2の「1. 地球温暖化対策報告書制度の現状」から、スライド7の「4. エネルギー・ベンチマークの導入」まで、事務局から御説明をお願いいたしたいと思います。

説明後に、委員の皆様から御意見、御質問をいただく予定でございます。よろしくお願いいたします。

○陣内温暖化対策報告書制度担当課長 それでは、資料に沿って御説明をいたします。

初めに、地球温暖化対策報告書制度の現状について御説明いたします。

左の円グラフを御覧ください。都内の事業所におけるCO₂排出量の内訳でございますが、中小規模事業所によるものが約60%を占めてございます。この円グラフの右上の赤い部分が報告書制度の義務提出分で約22%、黄色い部分が任意提出分で約2%を占めてございます。

報告書制度の義務提出とは、年間の原油換算エネルギー使用量3,000k1以上の事業者による報告分を指し、資料左下の実績にございますように、2万を超える事業所について報告を受けてございます。

資料右上の青い円グラフを御覧ください。義務提出分の事業所の内訳になりますけれども、コンビニをはじめ、フランチャイズの小売や飲食、オフィス、学校など、用途・業態が類似している事業所が多いという特徴がございます。

続きまして、現行制度の低炭素ベンチマークについて御説明をいたします。

低炭素ベンチマークとは、報告書の2012年度実績データを基に、業種区分ごとに、年間

の延床面積当たりの CO₂ 排出量の平均値を算出し、その平均値との増減により指標化したものでございます。同業種の事業所の CO₂ 排出量との比較により、各事業所における CO₂ 排出水準の把握に活用をいただいているところでございます。

なお、現行制度では、CO₂ 排出は固定係数で算出しているため、CO₂ 排出とエネルギー使用が連動しているため、この低炭素ベンチマークにより、省エネ水準も把握できるものとなっております。

また、資料の右側でございますように、カーボンレポートやモデルビルなどの評価制度においても、この低炭素ベンチマークを活用しているところでございます。

対象となる業種区分につきましては、資料の下段でございますように、現在 30 区分となっております。本検討会で検討するエネルギー・ベンチマークの業種区分も、この 30 区分をもとに検討を行ってまいります。

続きまして、報告書制度の改正について御説明をいたします。

報告書制度は、2030 年カーボンハーフの実現に向け、来年 4 月から改正を予定しております。資料右側に、おもな制度改正のポイントを三つ示しておりますが、今回、検討するエネルギー・ベンチマークについては、①と③で活用予定でございます。

まず、①の省エネ・再エネ利用の 2030 年度達成水準の設定においては、省エネの達成水準での活用を予定しております。省エネ・再エネ利用の 2030 年度の達成水準とは、都が示すものであり、改正制度においては、この達成水準を踏まえ、事業者自ら 2030 年度に向けた目標・計画を策定していただき、その取組状況について、毎年度報告をしていただく予定です。

省エネの 2030 年度の達成水準については、次の資料でも御説明をさせていただきます。

また、改正ポイント③の積極的な取組を後押しする評価・公表の拡充についてですが、省エネの取組状況を示す指標として、本検討会で設定されるエネルギー・ベンチマークの活用について今後検討予定でございます。これに関しても、後ほど参考資料を御提示させていただきます。

省エネの「2030 年度の達成水準」について御説明いたします。

資料左側の「事業者の取組」と、資料右側の「事業所の取組」のどちらかを事業者が選択をいたします。

資料左側の「事業者の取組」は、2030 年度の全事業所のエネルギー消費量を 2000 年度から 35%削減するというものです。この際、基準年については原則 2000 年度としながらも、事業者が選択できるものといたします。例えば、2018 年度を基準とした場合は、2030 年度には 2018 年度から 20%削減することが達成水準となります。資料の左下でございます「基準年表」のほうを御覧いただければと思います。

資料右側の「事業所の取組」については、各事業所のエネルギー消費原単位、つまり、延床面積当たりのエネルギー消費量について、都が示すエネルギー・ベンチマークのレンジ A の値まで下げていただくというものでございます。

このエネルギー・ベンチマークは、業種区分あるいは事業所規模ごとに、エネルギー消費原単位について指標化を行うことで、同業種他事業所との比較や達成水準への到達度合を分かりやすく示すことを目的としています。

なお、この事業所の取組については、報告を提出する事業所のうち、ベンチマーク適用事業所が7割以上占める事業者様を対象としたいと考えてございます。

また、資料下段は、「先進的取組」と2030年度の達成水準についてでございます。先進的取組とは、ゼロエミ化に向けた設備導入等を指しまして、具体的事例や詳細については、今後、10月以降に公表予定のガイドラインのほうでお示しいたします。

資料に記載のとおり、2030年度実績において、達成水準までの削減率が100とした場合、90まで削減をし、かつ過半数の事業所で先進的取組を実施している場合は、達成したとみなすことを検討しています。

この「達成水準まであと一步のレベル」についても、分かりやすく、ベンチマークにおける指標化を検討してまいります。

こちらは、先ほどのスライド4の改正ポイント③の積極的な取組を後押しする評価・公表の拡充におけるエネルギー・ベンチマークの将来的な活用に関する資料であり、今回は参考までに御提示をさせていただいているものでございます。

続きまして、「エネルギー・ベンチマークの導入」について御説明をいたします。

目的についてでございますが、省エネの2030年度の達成水準での指標として活用すること、改正制度においてはCO₂排出算定に実排出係数を用いるため、現行の低炭素ベンチマークをもとに、新たにエネルギー・ベンチマークを設定し、省エネ対策に活用することなどが挙げられます。

エネルギー・ベンチマークの概要についてですが、活用データは、コロナ禍前直近の2018年度の実績といたします。比較する実績値は、年間の延床面積当たりのエネルギー使用量(MJ/m²)とし、ベンチマークはA+～Fまでの7段階のレンジ構成といたします。

今回のベンチマークにおけるレンジ構成については、2030年度の達成水準との関係で分かりやすくなるよう、資料右側の図のように検討しております。

7つのレンジにつきましては、レンジA+～Fまで原単位が小さい順に並べており、レンジCとレンジDの間が同業種区分の平均値となります。

上から2番目のレンジAを2030年度の達成水準レベルとし、平均値を100とした場合に、原単位が80以下の事業所が該当いたします。これは、資料右下の基準年表から、2018年度を基準とした場合に、2030年度の目標削減率が20%となっているためでございます。

また、上から3番目のレンジBにつきましては、Nearly2030達成レベルというふうにしています。これは、スライド5の説明で触れましたように、先進的取組の実施により達成レベルとみなすレベル、つまり、達成水準レベルまで90%以上取組を進められた事業所を対象といたします。

また、最上位のA+はゼロエミ・レベルとし、2030年カーボンハーフより先のゼロエミを

見据えた取組レベルとして、2018 年度実績の同業種区分の原単位を昇順で並べた場合、上位 10%の値よりも原単位が低い事業所が該当いたします。

一方、最下位のレンジ F については、2018 年度の同業種区分の原単位を昇順で並べた場合に、下位 10%の値よりも大きな原単位の事業所が該当いたします。レンジ C 及び D につきましては、資料にございますように、平均値から±18%の値のレベルといたします。

このような 7 段階のレンジに、2018 年度の実績値を適用いたしまして、ベンチマークを設定いたします。対象となる業種区分につきましては、資料下段にございますように、現行の低炭素ベンチマークの 30 区分をもとに、今回、整理・検討してまいります。

制度概要及びベンチマーク検討の経緯等に関する説明は以上となります。

田辺座長、よろしくお願いたします。

○田辺座長 ありがとうございます。ここまでの御説明は、一応これまでの経緯とその確認ですけれども、委員の皆様から御質問や御意見はございますか。ここで確認したいことがあれば、ぜひお願したいと思ひますが、いかがでしょうか。

では、堀江委員からお願いたします。

○堀江委員 御説明ありがとうございました。基本的には、これまでの議論のおさらいということで、いい方向性かなと思ひているんですけども、最後の 7 ページのところの御説明を聞いて、改めて、言葉遣いだけひよっとしたら少し変えたほうがいいかなと思ひたところございます。この A+のゼロエミ・レベルというところで、A+というのは最上位 10%ということではあるんですけども、平均値より例えば 70%とか 60%とかそのぐらいのエネルギーは使っているということなので、若干それをもってゼロエミ・レベルと言ってしまうと誤解を招くかなという気はいたします。

例えば、海外のヨーロッパの EPC などですと、A+という水準は、本当にゼロエネルギーのことを指します。使っているエネルギーよりもつくっているエネルギーが同じか、そのほうが多いといった水準観なので、そういったものとの比較観で誤解を招かないように、またトップレベルと呼ぶのか、ちょっと呼び方は分からないんですけども、ゼロエミという言葉はちょっと誤解を招くかなというふうに思ひました。そこだけございます。

○田辺座長 ありがとうございます。

亀谷委員、お願いたします。

○亀谷委員 御丁寧な説明ありがとうございました。質問というよりも私の意見ですが、今回の制度でエネルギー消費原単位によるベンチマークは、エネルギー消費の現状把握とか、時系列での省エネの進捗具合とか、エネルギーの削減目標も明確化もでき、それゆえに例えば改修時などで、ビルオーナーや経営者の意思決定も容易にできるので、今後いろいろな面でカーボンハーフへの効果的な手段だと思ひますので、この制度の方向性に賛同したいと考えております。

また、この資料 7 のレンジにつきましても、用語の御指摘ございましたけれども、私も同感です。奇異な設定値ではないと考えていますので、これについても特に異議や意見はご

ざいません。

しかし一方で、ベンチマーク指標を今後採用する際に望ましいポイントとしては、もちろん定量的であってかつ分かりやすい指標で、あとは省エネの状況を正しく示すことができる必要があります。すなわち言葉を変えますと、省エネ以外の影響要因を可能な限り排除できるかどうかという点にあるかと思しますので、これ以降の個々の建物分類での検討になると思いますが、このあたりについて本日は検討してみたいと考えています。以上です。

○田辺座長 亀谷委員、ありがとうございます。

お二人から大変貴重な意見をいただきました。遠藤委員、村上委員はよろしいですか。御賛同いただけるということで、ありがとうございます。

それでは、ゼロエミ・レベルの言葉に関しては、お二人の委員からも御意見が出ましたので、これは東京都のほうで表現については御検討いただければと思います。

それでは、次のベンチマークの検討を、実際にこれからさせていただきたいと思います。

対象となる事業区分がかなりたくさんあって、一気にやってしまうとなかなか分かりにくいので、一応今回、三つのパートに分けて、パートごとに御説明と意見交換できればというふうに考えています。後で振り返るということもあるので、最後のパートの意見交換後に、全体を通しての意見交換もお願いできればと思っております。

それでは、まず一つ目のパートでございますけれども、オフィス、テナントビルの業種区分について検討をお願いしたいと思います。

資料のスライド8から17まで、事務局から御説明をお願いできればと思います。よろしくをお願いします。

○陣内温暖化対策報告書制度担当課長 それでは続きまして、「エネルギー・ベンチマークにおける業種区分の検討」について御説明をさせていただきます。

先ほども御説明いたしましたように、業種区分は現行の低炭素ベンチマークで設定している30区分をもとに検討を行ってまいります。

検討の方向性についてでございますが、今回、国のベンチマークを参照としながらも、都制度では、事業所等の営業時間、売上高の報告項目がないことについて、事業者様の負担軽減の観点から、引き続き、都のベンチマークにおいては、延べ床面積当たりの原単位の比較により検討を行ってまいります。

見直しに当たっては、2018年度の実績を用いて、以下3点から検討を行ってございます。

1点目は、延床面積の規模別に原単位の平均値を比較し、±20%超えなど、一定以上の差がある場合には規模別にベンチマークを設定すること。このことは、2018年度を基準年度とした場合の、2030年度の達成水準における目標削減率が20%であることに由来しております。

2点目は、一つの業種区分に複数の産業分類が対象となっている場合、その産業分類間でデータのn数の偏在や、原単位の平均値に一定以上の差がある場合には、業種区分の対象の見直しや今回ベンチマークの設定について見送ること。

3点目は、業種区分ごと、産業分類ごと、規模別の区分ごとで、n数が50未満の場合は原則ベンチマークの設定の検討から外すこと。これらを踏まえまして、具体的な見直し手順である検証方法については、次のスライドで御説明をいたします。

なお、資料の表は、本検討会で提示する検討状況でございまして、30ある業種区分のうち、現時点では、変更あり22、変更なし2、設定見送り6となっております。

続きまして、「業種区分の検証方法」について御説明いたします。

現行の低炭素ベンチマークの業種区分に対して、全ての業種区分について検証①を実施いたしまして、必要に応じて検証②、検証③を実施しております。

検証①についてでございますが、初めに同業種の事業所について、延床面積の小さい順にデータを並べ、平均延床面積に応じて、資料の右の表に定める単位で小さい順に区分をいたします。また、事業所の規模が3,000 m²以上となった場合には、中規模以上の事業所として、3,000～6,000 m²、6,000～1万m²、1万m²以上という区分で平均原単位の比較検証を実施してございます。

次に、その区分ごとのエネルギー使用原単位の平均値を算出いたします。そして、規模の小さい区分からその原単位の平均値を比較し、±20%以内の区分は、同じ区分としてみなすこととしています。なお、その区分のn数が50未満の場合は原則、ベンチマーク設定から除外をしているところでございます。

そして、検証①の結果、ある区分のn数が全体のn数の過半数を占める場合は、検証②、検証③を実施してございます。

なお、検証するデータにつきましては、資料右下にございますように、第一、第二スクリーニングを行い、異常値除外されたものを対象としました。

次のスライドから、個々の業種区分について御説明をいたします。

こちらは「No.1 オフィス（テナント専有部）の業種区分」についてでございます。

資料左上にございますように、他者所有、建物一部使用、主用途は事務所、貸事務所業や公務を除く、全ての産業分類の業種が対象となっております。

ただ、今回の検討におきましては、新たに除外する産業分類といたしまして、情報処理サービス業を除き検証を行ってございます。これは、情報処理サービス業に該当する事業所において、エネルギー使用原単位が10倍以上の極端に大きな事業所データが存在し、比較に適さないと判断をしたためでございます。その上で、2018年度実績のn数が905、平均原単位が1,580MJ/m²、平均延床面積は1,339 m²となっております。

資料左下を御覧いただきたいんですけども、検証①でございますが、事業所を面積の小さい順に、平均面積に応じてスライド9でお示した規模ごとに区分してございます。1,000 m²ごとに区分をいたしまして、その区分における平均原単位を比較してございます。なお、3,000 m²以上になりますと、中規模以上の事業所として、3,000～6,000、6,000～1万、1万以上と区分をしているところでございます。

赤点線の区切りは、規模の小さい区分から平均原単位を比較いたしまして、区切られた規

模別の平均原単位の最大値と最小値を比較して 20%以内というふうになってございます。この赤点線で区切られた規模別でベンチマーク設定を検討していくというような方法でございませう。

なお、検証①につきまして、1,000 m²未満の区分で n 数 596 というところで全 n 数の過半数を占めるため、検証②でさらに規模を半分を分け、その平均原単位を比較してございませう。検証②の結果、500 m²未満と 500~1,000 m²未満の二つの区分の原単位の差は 20%以内であることが確認できますが、500 m²未満の区分では、まだ全 n 数の過半数を占めているため、さらに検証③で、さらに 250 m²未満と 250~500 m²未満に規模を分けて平均原単位を比較してございませう。その結果、検証③では、二つの区分の原単位の差は 20%以内であることが確認でき、同じ区分としてみなすことができると判断いたしました。

これら検証①から③の結果を踏まえ、当該業種区分につきましては、資料 2、右下のほうに示しますように、規模別に二つのベンチマークを設定することを提案してございませう。

この結果を踏まえまして、資料上段は 2018 年度の実績を持ちましたベンチマーク、下段は 2022 年度実績で当てはめた場合の分布結果となっております。

なお、2022 年度データにつきましては、コロナの影響もあるかと存じますけれども、今公表できる最新の実績という形で、今回分布図のほうで活用してございませう。

なお、上段のベンチマークにつきましては、最上位のレンジ A+ と最下位のレンジ F につきましては、上位下位 10%以内と設定しているため、事業所の割合はほぼどちらのベンチマークにつきましても 10%となっております。

また、上から三つ目のレンジ B につきましては、達成水準まで 90%の到達レベルを閾値としているため、適合する原単位の値の幅が小さいため、事業所割合も少なくなっているという特徴がございませう。

続きまして、業種区分「No.2 オフィス（自社ビル）」についてでございます。

資料左上にございませうように、自己所有、建物全部使用、貸事務所業や公務を除く、全ての産業分類の業種が対象となりますが、先ほどのオフィス（テナント専有部）と同様に、今回の検討においては、新たに情報処理サービス業を除きまして検証を行ってございませう。

その上で、2018 年度実績の n 数が 1,138、平均原単位が 1,190MJ/m²、平均延床面積は 3,110 m²となっております。

検証①でございませうけれども、同じように平均面積に応じまして、事業所を面積の小さい順にスライド 9 で示した規模ごとに区分し、その区分における平均原単位を比較してございませう。赤点線の区切りが規模の小さい区分から原単位を比較し、区切られた規模別の平均原単位の最大値と最小値を比較して 20%以内となっております。この赤点線で区切られた規模別でベンチマーク設定を検討してございませう。

なお、検証①で、3,000 m²未満の区分で n 数が 853 と、全 n 数の過半数であるため、検証②で、1,500 m²未満と 1,500~3,000 m²未満と規模を半分に分けて原単位を比較してございませう。その結果、二つの区分の原単位の差は 20%以内であることが確認できますが、さら

に 1,500 m²未満の区分で全 n 数の過半数を占めるため、検証③で、さらに区分を分けて平均原単位を比較いたします。検証③でも、二つの区分の原単位の差は 20%以内であることが確認できましたので、これら検証①から③の結果を踏まえ、当該業種区分については、資料に示す規模別に二つのベンチマークを設定することを提案してございます。

こちらがその結果、作成をしておりますエネルギー・ベンチマーク二つと、同じく 2022 年度実績を当てはめた場合の分布結果になってございます。

続きまして、「No.3 テナントビル（オフィス系）の業種区分」についてでございます。

資料左上にございますように、建物全部使用、主用途は事務所で、現行の低炭素ベンチマークでは、小・中・準大で区分いたしましてそれぞれベンチマークを設定しているところでございますが、準大につきましては、現行制度では、1 万～2 万 m²未満というふうになってございますが、2 万 m²以上の事業所が増加している傾向がございまして、今回見直しでは、準大規模は 1 万 m²以上としてデータのほうを集め検討をさせていただきます。産業分類は、不動産賃貸管理業の貸事務所業になります。

今回の検討では、三つの規模の 2018 年度実績をまとめて検証しているところでございます。

検証①ですけれども、最も小さい小規模の平均面積 1,980 m²に応じて、事業所を面積の小さい順に資料のように区分し、その区分における平均原単位を比較してございます。その結果、資料にありますように、平均原単位の最大値と最小値の差は 20%以内であることが確認でき、当該業種区分については、1,000 m²以上を対象にベンチマークを設定することを御提案いたします。

こちらがテナントビル（オフィス系）のベンチマークと、2022 年度の実績による分布になります。

続きまして、「No.4 テナントビル（商業複合系）の業種区分」でございます。

資料左上にございますように、建物全部使用、主用途は物販・飲食・複合で、産業分類は、不動産賃貸管理業の貸事務所業になります。先ほど御説明をいたしましたテナントビル（オフィス系）と同じく、今回見直しでは準大規模は 1 万 m²以上とし、三つの規模の 2018 年度実績をまとめて検証してございます。

検証①でございますけれども、最も小さい小規模の平均延床面積 1,872 m²に応じまして、事業所を面積の小さい順にスライド 9 で示した規模ごとに区分し、その区分における平均原単位を比較してございます。

赤点線の区切りは、規模の小さい区分から原単位を比較し、区切られた規模別の平均原単位の最大値と最小値を比較して 20%以内となっております。

検証①の結果を踏まえ、当該業種区分につきましては、資料に示すように三つの規模別にベンチマークを設定することを御提案いたします。こちらがテナントビル（商業複合系）のベンチマーク三つになります。下段は 2022 年度実績による分布になります。

検証方法、オフィス及びテナントビルの業種区分に関する説明は以上となります。田辺座

長、よろしくお願ひいたします。

○田辺座長 ありがとうございます。ただいまの事務局の御説明のスライド8から17までの部分について、意見交換をお願ひしたいと思ひます。御意見、御質問がありましたら、先ほどからやっけていただけていますけれども、挙手機能で手を挙げていただけて、御発言をいただけてと思ひます。いかがでしょうか。

それでは、堀江委員お願ひします。

○堀江委員 ありがとうございます。まず、全体的な方向性としましては、規模別に細分化するなど、この方向性に賛成でございます。

その上で、二つ気になっているところを申し上げさせていただけたらと思ひます。

1点目は8ページなんですけれども、一番上のところですね、「都の報告書制度では～報告項目がないこと等によってエネルギー使用原単位を指標とする」というところに関しまして。そのとおりなんですけれども、将来的には入居率ですね、あるいは空室率、ここだけは報告項目に加えて、将来的にはその補正も行けていけるという方向性は御検討いただけてもよろしいのかなというふうに考えておひます。

例えば、そのGRESBの報告ですとか、あるいは同時に今の国交省、経産省、エネ庁でこのエネルギー消費実績値にもとづいたベンチマークに発展するような議論、私も参加して行けておひますけれども、そこでも入居率というところはかなり議論に上けておひまして、すぐに補正するというのではなくて、将来的に補正できるように報告項目に加えるということは御検討いただけたらよろしいのかなというのが1点目です。

2点目は、特にどのページということはないんですが、例えば11ページですが。このA+からFまでの基準を設けたうち、基本的にA+とAはもう既に2030年の基準を達成しているという扱ひということかと思ひますけれども、この二つを合せて、例えばこのページの左側のように、基準設定の段階で既に50%近い、こちらだと47.6%、2022年を当てはめてみると、もう3分の2近く、既に達成してしまっているというような場合には、このAのところの基準をもう少し厳しくしていいのかなというふうに思ひます。半分以上が、もう何もやらなくても達成しているというのは若干緩いのではないかという趣旨です。

具体的には、A+の場合は上位10%という決めで行けておひますと思ひますけれども、同様にAが一定以上超える場合には、上位15%なのか何%なのか分からないですけれども、10はちょっと厳し過ぎますね。上位何%というような基準を、平均値の何%というだけでなく、併せて使うとかということによって、イメージとして、A+とAを合せて3割とかというのだったらレベル感としていいんじゃないかと思ひますけれども、やはり5割近いというのは今後の努力を促すという趣旨からすると、ちょっと多過ぎるかと思ひています。以上の2点でございます。

○田辺委員 ありがとうございます。事務局からはまとめてコメントをいただけてと思ひます。

亀谷委員、お願ひいたします。

○亀谷委員 御説明ありがとうございました。今回は質問したいことがございます。ただいまの資料で、例えば外れ値とスクリーニングにつきましては、今回書かれている手法というのは非常にティピカルな手法で結構かと思えます。

しかし、ここにもございますように、サンプル数が50未満は原則除外ということが明記されていますが、統計的な信頼度を確保するならば、例えば、最低限そのサンプル数の標準偏差、いわゆるばらつきなどの基礎統計を算定した上で、あとは許容誤差とか信頼水準あたりを設定してサンプル数を確認するのが常套手段かと思えますが、本日の資料を拝見するところ、このあたりの検討がなされているのか私には推察できませんでしたが、このあたりを教えていただきたいと思えます。

それと、先ほど堀江委員からも御意見がございましたように、今回のデータソースが非常にフィールドデータ項目が少ないので、なかなか詳細な解析ができないということは重々に承知していますが、例えば複合ビルですと、複合している業態によって、その業態がどのような種類でどの程度割合を占めているかによって大きくエネルギー消費量などが異なるので、将来的には、このあたりも御検討いただければと思えます。

これも、先ほどの御意見と同じくなりますが、達成率につきましては、やはり当初から半分以上が達成しているのは、もちろん結構なことではあります。今後の達成目標とするには、ある程度基準に達しているものについては、その設定を柔軟に見直すということも必要かと考えています。以上です。

○田辺座長 ありがとうございます。

村上委員、遠藤委員、いかがでしょうか。

遠藤委員、お願いします。

○遠藤委員 これは技術的な質問なんですけれども、No.1のオフィス（テナント専有部）と、No.3のテナントビル（オフィス系）の決定的な違いというのは何なのかということ。何でそんなことを質問しているかということ、No.1のほうは、1,000㎡未満というカテゴリーがあって、1,000㎡未満というところに集中しているんですけれども、No.3は1,000㎡未満というカテゴリーがなくて1,000㎡以上から始まっているので、最後、検証①の結果というところに書かれているように、1,000㎡以上というカテゴリー分けなんです。これは実質、このNo.3のカテゴリー全体を指しているのか、それとも1,000㎡未満を弾いてこういうふうな表現になっているのか、そこを教えていただければと思えます。

○田辺座長 ありがとうございます。回答はまとめてにさせていただきます。と思えます。

村上委員、お願いします。

○村上委員 私も似ているかなとは思いますが、一つ一つのスライドごとの区分の検証結果には特に違和感はありませんが、まとめて見たときに、スライド8ページに一覧表が最初にあって、それぞれ検討の方針ということで書かれていらっしゃると思うんですけれども。今後どういうふうに普及啓発、意識啓発をしていくかというプロセスによっては、例えばオフィス系小規模だったらこのぐらいなだけでいいかという、どういう特徴があ

るのかというのも学びの材料にもなると思いますので、そういったところも今後、一つ一つがよいものができて、それを全体で見たときにというのも御参考いただければなど、これはコメントです。以上です、よろしくお願いします。

○田辺座長 事務局、どうしますか。全て終わってからにされますか。ここで答えられるものは回答されますでしょうか。

○陣内温暖化対策報告書制度担当課長 いったんここでお答えしてもよろしいでしょうか。

○田辺座長 よろしくをお願いします。

○陣内温暖化対策報告書制度担当課長 先生方、コメントありがとうございます。

まず、堀江委員のほうから2点御意見をいただきまして、報告項目が限られている中で、将来的には入居率ですとかそういったものも加えて補正をかけたほうがいいのではないかという御意見だったと思います。もちろん私どもも、本当は今回、あるデータでできるだけ規模別に分けて、少しチャレンジといいますか、もう少し分かりやすい形での指標化をしていこうということを試みているところでございます、今後いろいろこういった運用をしていく中で、足りないものとかいろいろな御意見をいただきながら検討のほうは進めていきたいというふうに考えているところでございます。

2点目はレンジAの部分が多いというような御指摘だったと思いますけれども、こちらのほうにつきましては、今回2030年度の達成水準との関係というのがございまして、そこが、要は東京都が示すものについては、2018年度の場合は2018年度と比較して20%のエネルギー使用量を削減するというような、一つのそういう明確な基準がございますので、このレンジAのところを使い分けるといようなことは、なかなか難しいのかなというところがございます。

それからゆくゆくは、都といたしましては、2030年度実績では全ての方がもうA+、Aのほうに該当するような形で取組を進めていただきたいと思いますので、なかなかそういう意味で、私どももベンチマークの本当の使い方というのはいろいろな基準があるやに思うんですけれども、今回設定させていただくに当たりましては、どちらかというところの程度頑張っただければいいのかというのは、指標化のほうをまず優先させて考えていきたいと思っているところでございます。

それから、亀谷委員のほうからいただきましたn数が50、本当にいいのか、十分なのかということの御指摘でございますけれども、実はそういった統計的なことも調べてみたものの、あまりその辺も精緻に検討が間に合っていないところもございます。

ただ、前回低炭素ベンチマークを作成したときに、最小のn数を40で設定しているというところを参考にさせていただきまして、あとは今回エネルギー・ベンチマークのほうをA+からFまでの7段階というところを考えまして、50くらいがというところでいったん検証のほうを、全ての業種区分について横ぐしを刺して検討してきたというような経緯がございまして。そういう意味では科学的な根拠がなくて大変申し訳ないんですけれども、ただこちらのほうも、本当に50でいいのかというのはこれからの検討で出てくるところござ

いますけれども、その辺も先生方に御意見を幅広くいただきながら柔軟には対応していきたいと思ひまして、それで原則というふうに書かせていただいているというところがございます。

それから、遠藤委員からの御質問だったと思ひますけれども、No.1 のオフィス（テナント専有部）と、No.3 のテナントビル（オフィス系）で決定的に違うのは、まず No.1 のオフィス（テナント専有部）というのは他社所有の建物で一部使用している、テナントで入っている事務所の原単位という形になります。

一方で、No.3 のテナントビルにつきましては、これはビルの建物全部使用で見ているという形です。建物全部でテナントビル（オフィス系）という形での業種区分というところで、それで小規模であっても 1,000 m²以上としている経緯につきましては、現行の低炭素ベンチマークの設定に当たったときに、やはり 1,000 m²未満のテナントビルも見てみたらしいんですけれども、やはり原単位が非常にばらついていて比較に適さないというところで、1,000 m²以上という形にしたという経緯がございます。

準大につきましては 1 万 m²以上から 2 万 m²未満でやっていたところがございますけれども、最近の中小規模事業所におきましては 2 万 m²以上のテナントビルも増えているというようところで、今回上限 2 万 m²未満というのを撤廃してですね、そのデータも取り込んでやっているとこのような状況でございます。

簡単ではございますけれども、回答のほうは以上でございます。

○田辺座長 ありがとうございます。今の回答については、亀谷委員、何かアドバイスとかございますか。

○亀谷委員 精緻な解析という話が出ましたが、先ほど申し上げたように、標準偏差と許容誤差と信頼水準数の三つからある程度簡易にサンプル数を設定することは、そうそう難解な手法ではございませんので、ぜひとも実施していただければと考えています。以上です。

○田辺座長 亀谷委員ありがとうございます。分布を数学的には少し違う方法を使っていると理解しているので、次回に向けてどうでしょうか、事務局でこのあたり、先生からの部分については資料をお示しするというようなことでよろしいですか。

○陣内温暖化対策報告書制度担当課長 では、また亀谷先生に御相談に乗っていただきながら、御指導よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○亀谷委員 承知いたしました。

○田辺座長 ほかの委員の皆様、ここまでよろしいですか。

では、次のスライドの 18～35 までの部分を、事務局から御説明をお願いいたします。

○陣内温暖化対策報告書制度担当課長

それではここからスライド 18、物販店の業種区分について御説明をいたします。

「業種区分No.5、コンビニエンスストア」についてでございます。

資料左上にございますように、産業分類はコンビニエンスストア、2018 年度実績では、n 数は 5,625、平均原単位は 10,485MJ/m²、平均延床面積は 154 m²となっております。

検証①では、平均面積に応じまして、事業所面積の小さい順に資料のように 100 m²ごとに区分をいたしまして、平均原単位の差が 20%を超えることを示す赤点線により、四つの規模別に分けられます。

100～200 m²未満の区分では、n 数が 4,434 と、全 n 数の過半数を占めているため、検証②でさらに規模を分けて平均原単位を比較していますが、その差が 20%を超えており、さらに直近の区分とも原単位の差が 20%を超えているため、赤点線で区切っているところがございます。400 m²以上の区分につきましては n 数が 14 となっているため、現設定ではベンチマーク設定の対象外としてございます。

これら検証①②の結果を踏まえまして、当該業種区分につきましては、資料に示す規模別にベンチマークを設定することを御提案いたします。

こちらがコンビニエンスストアのベンチマークでございます。今三つ表記してございますけれども、次ページもでございます。こちらがコンビニエンスストアのベンチマークと 2022 年度の実績を当てはめた分布になります。

続きまして、「業種区分 No. 6、ドラッグストア」についてでございます。

こちらは産業分類がドラッグストアで御報告をいただいた事業所になります。2018 年度実績では、n 数は 649、平均原単位は 4,103MJ/m²、平均延床面積は 415 m²となっております。

検証①では、平均面積に応じまして、事業所を面積の小さい順に、資料のように 100 m²ごとに区分をいたしまして、その平均原単位の差が 20%超えを示す赤点線で四つの規模別に分けられております。1,000 m²以上の区分につきましては n 数が 10 であるため、ベンチマーク設定の対象外としてございます。

これら検証①の結果を踏まえまして、当該業種区分については、資料に示す規模別にベンチマークを設定することを御提案いたします。

こちらがドラッグストアの三つの規模別の上段がベンチマーク、下段が 2022 年度実績による分布図となっております。

続きまして、「業種区分 No. 7、総合スーパー・百貨店」についてです。

産業分類では百貨店・総合スーパーで報告された事業所となります。2018 年度実績では、ほぼ総合スーパーの事業所となっております。n 数は 428、平均原単位は 4,948MJ/m²、平均延床面積は 4,733 m²となっております。

検証①では、平均面積に応じまして、事業所を面積の小さい順に資料のように区分いたしまして、その平均原単位の差が 20%超えを示す赤点線の四つの規模別に分けられます。3,000 m²未満の区分では、n 数が 265 と、全 n 数の過半数を占めているため、検証②でさらに規模を分けて平均原単位を比較していますが、差が 20%を超えているため、赤点線で区切っているところがございます。

これら検証①②の結果を踏まえまして、当該業種区分については、資料に示す規模別にベンチマーク設定を御提案いたしますけれども、こちらの検証①の 6,000～1 万 m²未満につい

ではn数が22となっており、n数が50に満たないもので、今グレーで網かけとなっているところではございますけれども、事務局としては、規模別の飛び地という形になりますので、ベンチマークの設定について検討が必要と考えているところでございます。委員の先生方に御意見をいただきたいところでございます。

こちらが総合スーパーのベンチマークと、2022年度実績による分布図になります。小さい順に三つのベンチマークでございますけれども、続きまして二つのベンチマークと分布図でございます。左側の「要検討」の吹き出しがかかっているところにつきましては、事業所数が2018年実績で22しかないところでございますけれども、試行的にベンチマークと2022年の分布図についてつくってみたところでございます。御覧いただきたいと思っております。

続きまして、「業種区分No.8 生鮮食品等」でございます。

現行制度では、資料左上に記載していますように、対象となる産業細分類が複数となっておりますけれども、2018年度実績におきましては、資料の黄色の網かけ部分、各種食料品小売業のほかは十分なn数がないため、本検討会では、各種食品小売業を対象としてベンチマーク設定を検討しているところでございます。なお、この各種食品小売業につきましては、今年度の産業分類改定におきまして、食料品スーパーというふうに変更されているところでございます。

2018年度実績では、n数は1,382、平均原単位は8,020MJ/m²、平均延床面積は1,511m²となっております。

検証①では、平均面積に応じまして、事業所を面積の小さい順に資料のように区分し、その平均原単位の差が20%超えを示す赤点線により、五つの規模別に分けられます。1,000m²未満の区分では、n数が842と、全n数の過半数であるため、検証②では、さらに規模を分けて平均原単位を比較いたしまして、差が20%を超えている区分間を赤点線の区切っているところでございます。

500m²未満の区分でもn数が729と、依然全n数の過半数であるため、検証③では、さらに規模を分けて平均原単位を比較し、その差が20%を超えている区分間を赤点線の区切っております。

これら検証①から③の結果を踏まえまして、当該業種区分については、資料に示す規模別にベンチマークを設定することを御提案します。

なお、検証①における6,000～1万m²未満、1万m²以上の規模につきましても、n数が44、22となっており、n数が50に満たないため、現在ベンチマークを設定対象外としているところではございますけれども、先ほどお示しいたしました総合スーパーの例にもありましたように、委員の皆様からの御意見を踏まえまして、これらのベンチマーク設定についても検討していきたいというふうを考えてございます。

こちらが食料品スーパーのベンチマークでございます。続きがでございます。

続きまして、「No.9 食料品の製造小売の業種区分」についてでございます。

こちら資料にございますように、現行制度では対象となる産業細分類が複数となって

ございます。2018年度実績ではn数が50以上あるのは、持ち帰り飲食サービス業と配達飲食サービス業の二つでございますが、この二つの原単位の差が大きいため、ベンチマークの設定の検討におきましては、別々に検討させていただきたいと思っております。

まずこの資料では、黄色の網かけ部分の持ち帰り飲食サービス業について御説明をさせていただきます。2018年度実績では、n数は227、平均原単位は15,649MJ/m²、平均延床面積は83m²となっております。

検証①では、平均面積に応じて、事業所を面積の小さい順に資料のように区分し、平均原単位の差が20%超えを示す赤点線により、二つの規模別に分けさせていただきます。80m²以上の区分では、n数が114と、全n数の過半数であるため、検証②では、さらに規模を分けて平均原単位を比較し、その差が20%を超えている区分間を赤点線で区切ってさせていただきます。120m²以上の区分につきましては、n数が14と少ないため、ベンチマーク設定の検討対象外としているところでございます。

これら検証①②の結果を踏まえまして、当該業種区分については、資料に示す規模別にベンチマークを設定することを御提案いたします。

こちらが上段がベンチマーク、下段が2022年度の実績を当てはめた分布図になりますが、なお、資料左側の80m²未満の事業所についてのベンチマークにつきまして、ベンチマークの最上位A+、最下位のレンジFにつきましては、このように10%以内と設定したところ、実際に2018年データを当てはめると、レンジAの閾値、平均原単位での20%減の値よりも原単位が大きくなってしまいますため、この区分のベンチマークにつきましては、例外的に上位・下位5%以外と設定することで、今試行的にこのベンチマークを作成したというところでございます。こちらについても御意見をいただきたいと思います。

続きまして、同じく「業種区分No.9、食料品製造小売の(2)黄色の網かけ部分の配達飲食サービス業」について御説明をさせていただきます。

2018年度実績では、n数は54、平均原単位は2,043MJ/m²、平均延床面積は276m²となっております。

検証①では、平均面積に応じまして、事業所を面積の小さい順に、資料のように100m²ごとに区分し、その平均原単位の差が20%超えを示す赤点線により、三つの規模別に分けられます。

100~200m²未満の区分では、n数が50と、全n数の過半数であるため、検証②では、さらに規模を分けて平均原単位を比較して、その差が20%を超えている区分間を赤点線で区切っているところでございます。100~150m²未満の区分のn数は依然50となっておりますが、このn数50の事業所全て延床面積が同じであることが確認できたため、さらに検証③は行っておりません。

これら検証①②の結果を踏まえまして、当該業種区分については、資料に示す規模でベンチマークを設定することを御提案いたします。

なお、こちらは上段が2018年度の実績を活用したベンチマークになりますけれども、2022

年度実績につきましては、先ほど事業所の延床面積が全て同一であったということと、同一事業者による報告だということがございまして、2022 年度の場合はデータがないため、今下段のほうは分布がないという形になってございます。

続きまして、「No.10、服飾品の業種区分」についてでございます。

こちら、現行制度では対象となる産業細分類が複数となっておりまして、本検討会では、黄色の網かけがございまして男子服小売業についてベンチマーク設定を検討しています。

2018 年度実績では、n 数は 189、平均原単位は 1,849MJ/m²、平均延床面積は 1,106 m²となっております。

検証①では、平均面積に応じまして、事業所を面積の小さい順に資料のように区分し、その平均原単位の差が 20%超えを示す赤点線により、三つの規模別に分けてございます。1,000 m²未満の区分では、n 数が 120 と、全 n 数の過半数であるため、検証②では、さらに規模を分けて平均原単位を比較し、その差が 20%以内でございました。

なお、3,000 m²以上の区分につきましては、n 数が 8 であるため、ベンチマーク設定の対象外としております。

これら検証①②の結果を踏まえまして、当該業種区分につきましては、資料に示す規模別でベンチマークを設定することを御提案いたします。

こちらがベンチマークになります。下が 2022 年度の実績による分布図でございます。

こちらの資料は物販店最後の資料になります。「業種区分 No. 11、自動車新車小売」でございます。

この業種区分につきましては、2018 年度の実績で n 数が四つしかないため、今回はベンチマーク設定見送りの方向で検討しているところでございます。ちなみに現行の低炭素ベンチマークの検討時、2012 年は実績値で 267 件実績があった業種区分でございます。

物販店の業種区分に関する説明は以上となります。田辺座長、よろしくお願いいたします。
○田辺座長 どうもありがとうございました。22 年の実績データは、コロナ禍があって飲食関係とかはだいぶ分布が変わっておりますけれども、そのあたりを勘案して御覧いただければと思います。

それでは、御意見いかがでしょうか。どうぞ御発言いただくようお願いいたします。

亀谷委員、お願いいたします。

○亀谷委員 御説明ありがとうございました。順にいきますと、例えばコンビニは、熱源機やエネルギー源が電気に限られていて、設置されている機器も似たり寄ったりということで、ほぼばらつきのないデータになるかと想定したところ、まさにそのような結果になっていきます。

食品スーパーも同様ですけれども、床面積に対する冷凍・冷蔵用の熱源機器の割合によって、床面積が小さいほど原単位が大きくなり、その反対に床面積が大きいほど原単位が小さくなるというセオリーどおりの傾向も現れていますし、特にこの区分で問題はないかと思えます。

あと 23 ページで総合スーパーの 6,000 m²~1 万 m²の床面積で要検討という指摘がございましたが、これも、何度も繰り返すようですが、n 数が 22 しかないですが、分布やデータのばらつきを見て、それが小さいようであれば、この現行のまま維持ということで問題ないかと考えております。

あとの用途につきましても、特に今原案のままで特に問題ないと考えています。以上です。
○田辺座長 ありがとうございます。

ほかの委員の皆様、ぜひ御発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。指名していいですか。堀江委員いかがでしょうか。

○堀江委員 こちらのところ、私はあまり強い意見があるところはないんですけども、今の 23 ページの抜けてしまっているところは、亀谷委員がおっしゃったようにばらつきというところで問題がなければこのとおりですし、もしちょっと問題があつて、n 数をもうちょっと増やさなくてはいけないみたいな話であれば、例えば 3,000 m²から 5,000 m²、5,000 m²から 1 万で切るとかいろいろやり方はあると思いますので、中抜けにならないような形でぜひ御検討いただければというふうに思っております。

○田辺座長 ありがとうございます。

村上委員、いかがですか。

○村上委員 私も今まさに同じ意見でございました。区分分けを調整するというのも、一つのオプションかというふうに思いました。以上です。

○田辺座長 ありがとうございます。

遠藤委員、いかがでしょうか。

○遠藤委員 基本的には亀谷先生の御意見のとおりかと思っていて、見ていると、大体非常にきれいに平均の面積が上がるにつれてエネルギー消費原単位が下がっている、面積が大きいほうが使用量が下がっている傾向が出ているので、ある意味、分布を取って近似みたいにして、そこに乗っかっているからいいよというやり方もあるのかなど。まさに亀谷先生のおっしゃっているデータがないところを埋めていくというやり方でいいのかなというところと、私は個人的には、ちょっと総合スーパーとか区分が 5 個もあるのはちょっと多過ぎるかなという印象です。それぞれ三つぐらいにまとめればいいなという気がしていたんですが、それにしてもかなり、倍半分違うというところも結構あるので、これぐらいの区分になっても仕方がないのかなというところで承知いたしました。

○田辺座長 ありがとうございます。皆さんに御発言をいただきましたけれども、事務局から何か回答等ありますか。特に何か質問があったというわけではないですが、いかがでしょうか。

○陣内温暖化対策報告書制度担当課長 先生方、御意見ありがとうございます。確かにこの n 数をどうするかということも、亀谷先生はじめ先生方がおっしゃるように、データとしてのばらつきとか近似値を見て、おかしくなければという形で設定をするということも、今後 2 回目に向けて検討していきたいと思っておりますので、引き続き御指導よろしくお

願います。ありがとうございます。

○田辺座長 ありがとうございます。よろしいですか。

それでは次に、三つ目の最後のパート、飲食店及びその他の業種区分について検討をお願いしたいと思います。スライド 36 ページから御説明をお願いいたします。

○陣内温暖化対策報告書制度担当課長 ここから、飲食店の業種区分について御説明をさせていただきます。

まず初めに、「業種区分No.12、食堂・レストラン」についてです。

2018 年度実績では、n 数は 1,476、平均原単位は 11,484MJ/m²、平均延床面積は 260 m² となっております。

検証①では、平均面積に応じた規模で区分をいたしまして、その区分の平均原単位との比較においてですね、その差が 20% 超えを示す赤点線により、四つの規模別に分けられます。この結果から、資料のとおり、四つのベンチマーク設定を御提案いたします。

こちらが、食堂・レストランの四つのベンチマークのうちの三つというふうになってございます。上が同じく 2018 年のエネルギー・ベンチマーク、下が 2022 年度実績のものでございます。

こちらが、食堂・レストラン 400 m² 以上の事業所の場合のベンチマークと 2022 年の実績による分布でございます。

続きまして、「業種区分No.13、居酒屋・バー」についてでございます。

対象となる産業細分類につきましては、現在二つございますけれども、本検討会では、黄色の網掛けがあります、酒場・ビヤホールについてベンチマーク設定を検討いたします。

2018 年度実績では n 数は 947、平均原単位は 6,926MJ/m²、平均延床面積は 252 m² となっております。

検証①では、平均面積に応じた規模で区分し、その区分の平均原単位の比較において差の 20% 超えを示す赤点線により三つの規模別に分けられます。

この結果から、資料のとおり、三つのベンチマーク設定を御提案いたします。

こちらが酒場・ビヤホールの上段がベンチマーク、下段が 2022 年度実績による分布でございます。

続きまして、「業種区分No.14、ハンバーガーショップ」について御説明をいたします。

2018 年度実績では n 数は 346、平均原単位は 12,805MJ/m²、平均延床面積は 243 m² となっております。

検証①では、平均面積に応じた規模で区分をいたしまして、その平均原単位の差が 20% 超えを示す赤点線により、五つの規模別に分けられてございます。

100 m² 未満と 500 m² 以上の区分は n 数が 50 に満たないことからベンチマークの設定の対象外としておりますけれども、この 100 m² 未満の区分につきましても、n 数が 32 あることから、委員の御意見も踏まえながら、ベンチマーク設定の検討が必要と考えているところでございます。

現状取りあえず、御覧いただいておりますように三つの規模についてベンチマークを今作成をしているところでございます。

こちらが、飲食店（ハンバーガー）のベンチマークと 2022 年度実績の分布になります。続きまして、「業種区分 No. 15、飲食店（喫茶）」の業種区分でございませう。

こちらは 2018 年度実績では n 数は 247、平均原単位は 6,493MJ/m²、平均延床面積は 154 m²となっております。

検証①では、平均面積に応じた規模で区分し、その平均原単位の差が 20%超えを示す赤点線により、三つの規模別に分けられています。

300 m²以上の区分につきましては、n 数が 50 未満であることから対象外とし、資料のとおり、二つのベンチマーク設定を提案いたします。

こちらが、飲食店（喫茶）のベンチマークと 2022 年度実績での分布になります。続きまして、「No.16 飲食店（焼肉）の業種区分」でございませう。

2018 年度実績の n 数は 143、平均原単位は 9,049MJ/m²、平均延床面積は 200 m²となっております。

検証①では、平均面積に応じた規模で区分をし、その平均原単位の差が 20%超えを示す赤点線により、三つの規模別に分けられます。

400 m²以上の区分につきましては n 数が 50 未満であることから対象外とし、資料のように一つのベンチマーク設定を御提案いたします。

こちらが飲食店（焼肉）のベンチマークと 2022 年度の実績となっております。2022 年度実績では、事業所数が 135 から 17 と激減しているところではございますけれども、こちらはコロナの影響かなというふうにご考えているところでございませう。

続きまして、「業種区分No.17、飲食店（中華料理・ラーメン）」についてでございませう。

対象となる産業細分類が二つとなっております。平均原単位や平均延床面積も差があるところでございますけれども、実績を見てまいりますと、ラーメン店としている報告事業所が必ずしもラーメン専門店ではないことなどの実態を踏まえ、現行の業種区分を引き続き活用して、ベンチマーク設定を検討いたします。

検証①では、平均面積に応じた規模で区分し、その平均原単位の差が 20%超えを示す赤点線により、四つの規模別に分けられます。

200 m²以上の区分は n 数が 50 未満から対象外とし、資料のとおり、二つのベンチマーク設定を提案いたします。

御覧いただいておりますのが、ベンチマークと 2022 年度の実績を当てはめた分布結果になります。

こちらが飲食店の最後の業種区分になります。「No.18、飲食店（その他）」の業種区分でございませうけれども、対象となる産業分類が複数となっているため、店舗の業態が様々であり、比較に適さないため、今回はベンチマークの設定見送りで検討しているところでございませう。

ここから、主用途がその他の業種区分について御説明をいたします。「業種区分No.19 旅館・ホテル」についてでございます。

2018年度実績では、n数は204、平均原単位は2,256MJ/m²、平均延床面積は4,257 m²となっております。

検証①でございますけれども、平均延床面積に応じた規模で区分をし、その区分の平均原単位を比較したところ、その差がすべて20%以内であることが確認できました。そのため、引き続き規模は限定せず、ベンチマークを設定することを御提案します。

こちらが旅館・ホテルのベンチマークということで、特に規模も分けずに設定するという結論になってございます。

続きまして、「業種区分No.20 学校・教育施設」についてでございます。

こちらも御覧いただけますように、複数の産業区分が対象となっておりますけれども、ベンチマーク設定につきましては、n数が50以上ある産業分類について対象として検討してまいります。

幾つかございますけれども、黄色の網かけがございます小学校・中学・高校について、これらの平均原単位につきましては大きな差がないため、同じ業種区分として取り扱うことで検討をしております。

検証①では、平均面積に応じた規模で区分をいたしまして、平均原単位の差が20%超えを示す赤点線により、二つの規模別に分けられます。

3,000 m²未満の区分につきましてはn数が50未満から対象外としてございますけれども、資料では3,000 m²以上につきましてベンチマーク設定を提案しているところでございます。

なお、この3,000 m²未満の規模につきましてもn数が23あることから、委員の御意見も踏まえながら、今後設定について検討が必要かなと考えているところでございます。

こちらが小・中・高のベンチマークと、下段が2022年度実績による分布となります。

続きまして、「業種区分No.20 学校・教育施設の中の幼稚園」についてでございます。

黄色の網かけのございます幼稚園についてですけれども、2018年度実績では、n数は92、平均原単位は412MJ/m²、平均延床面積は1,108 m²となっております。

検証①では、平均面積に応じた規模で区分しまして、その平均原単位の差が20%超えを示す赤点線により、二つの規模別に分けられたところでございます。

3,000 m²以上の区分につきましては、n数が1であるため対象外とし、資料のとおり、ベンチマーク設定については3,000 m²未満を対象に行いますというところでございます。

こちらが幼稚園のベンチマークになります。下段が、2022年度実績による分布図となります。

続きまして、「No.20 学校・教育施設のうち特別支援学校」の業種区分についてでございます。

こちらは対象とする特別支援学校を構成する様々な種類の学校がございまして、対象とする生徒に応じた学校の特性により業態が様々であり、比較に適さないため、今回はベンチ

マークの設定見送りで検討しているところでございます。

同じように、「学校・教育施設のうち、大学」についても、御覧いただいていますように、n数は59でございますけれども、こちらも実績を拝見いたしますと、文系・理系キャンパス、体育施設等が混在しておりまして業態が様々であり、比較に適さないため、今回はベンチマークの設定見送りで検討しているところでございます。

続きまして、「No.21 病院・診療所」の業種区分についてでございます。

こちらも対象となる産業分類が複数となっておりますけれども、御覧いただいていますようにn数が少ないこと、業態が様々であることなどから全体比較に適さないため、今回はベンチマークの設定見送りで検討しているところでございます。

続きまして、「No.22 保育所」の業種区分についてでございます。

こちらにつきましては、2018年度実績のn数は228、平均原単位は1,240MJ/m²、平均延床面積は1,169 m²となっております。

検証①では、平均面積に応じた規模で区分をし、その平均原単位の差が20%超えを示す赤点線により、三つの規模別に分けられます。

1,000 m²未満の区分では、n数が119と、全n数の過半数であるため、検証②により平均原単位を比較いたしまして、その差が20%以内であることを確認しております。6,000 m²以上の区分については、n数が2であるため、ベンチマーク設定の対象外としているところでございます。

これら結果を踏まえまして、資料のとおり二つのベンチマーク設定を御提案いたします。こちらが保育所のベンチマークと、2022年度実績による分布図になります。

続きまして、「業種区分No.23 保健・介護施設」についてでございます。

こちらも対象となる産業分類が複数となっており、n数が多いものにつきましては黄色い網かけの部分になりますけれども、こちらも業態が様々なものが混在しており比較に適さないため、今回はベンチマークの設定見送りで検討しているところでございます。

続きまして、「No.24 フィットネス施設」の業種区分についてでございます。

2018年度の実績では、n数は239、平均原単位は3,440MJ/m²、平均延床面積は2,095 m²となっております。

検証①では、平均面積に応じた規模で区分をいたしまして、その平均原単位の差が20%超えを示す赤点線により、四つの規模別に分けられてございます。6,000 m²以上の区分につきましては、n数が5であるため、ベンチマーク設定の対象外としているところでございます。

この結果、資料のとおり二つのベンチマーク設定を御提案いたします。こちらがフィットネス施設のベンチマークと、2022年度の実績による分布図になります。

続きまして、「No.25 パチンコ店舗」の業種区分についてでございます。

2018年度の実績では、n数は66、平均原単位は5,792MJ/m²、平均延床面積は1,202 m²となっております。

検証①では、平均面積に応じた規模で区分し、その平均原単位の差が 20%超えを示す赤点線により、二つの規模別に分けられます。

1,000 m²未満の区分では、n 数が 33 と、全 n 数の過半数であるため、検証②により平均原単位を比較し、その差が 20%以内であることが確認を取れています。3,000 m²以上の区分につきましては、n 数が 2 であるためベンチマーク設定の対象外としているところでございます。

これらの結果、資料のとおり、ベンチマークを設定することを御提案いたします。

こちらがパチンコ店舗のベンチマークと、2022 年度実績の分布になります。

続きまして、「No. 26、カラオケボックス店舗」の業種区分についてでございます。2018 年度の実績では、n 数は 211、平均原単位は 4,543MJ/m²、平均延床面積は 607 m²となっております。

検証①では、平均面積に応じた規模で区分し、その平均原単位の差が 20%超えを示す赤点線により、三つの規模別に分けられます。

100 m²未満、2,000 m²以上の区分につきましては、n 数がない、又は少ないため、設定対象外としています。この結果、資料のとおり、ベンチマークを設定することを御提案します。

上がカラオケボックス店舗のベンチマークと、2022 年度実績による分布になります。

続きまして、「業種区分No.27 ゲームセンター」についてでございます。

2018 年度実績で n 数が 23 と、50 に満たないため、今回はベンチマーク設定は見送りで検討をしているところでございます。ちなみに、現行の低炭素ベンチマークでの検討では、2012 年度実績では 50 件該当するデータがございました。

続きまして、「No.28 図書館」の業種区分についてでございます。

2018 年度の実績では、n 数は 144、平均原単位は 1,289MJ/m²、平均延床面積は 2,424 m²となっております。

検証①では、平均床面積に応じた規模で区分をし、その平均原単位の差が 20%超えを示す赤点線により、二つの規模別に分けられます。

1,000 m²未満の区分につきましては、n 数が 50 未満であることから対象外といたしまして、資料のとおりベンチマーク設定を御提案しているところでございますが、こちらの 1,000 m²未満の規模につきましても、n 数が 24 あることから、委員の御意見等も踏まえながら、設定について検討を進めていきたいと考えてございます。

こちらが、図書館 1,000 m²以上のベンチマーク、下段は 2022 年度実績の分布図でございます。

続きまして、「No. 29 博物館・美術館」の業種区分についてでございます。

2018 年度実績においては、こちらのほう、実際で見えますと、いわゆる美術館というものも入ってはいるのですが、いわゆる貸しスペースみたいな展示スペース、旧邸宅等の文化財など業態が様々であり、比較に適さないため、今回はベンチマークの設定見送りで検討しているところでございます。

最後になります。「No.30 区市町村庁舎等」の業種区分についてでございます。

2018年度の実績では、n数は269、平均原単位は1,227MJ/m²、平均延床面積は3,123m²となっております。

検証①では、平均面積に応じた規模で区分し、その区分の平均原単位の比較においてその差が20%以内であることが確認できました。

3,000m²未満の区分では、n数が239と、全n数の過半数であるため、検証②では、さらに規模を分けて平均原単位を比較し、その差が20%以内であることを確認しております。

また、1,500m²未満の区分でもn数が198となっており、依然全n数の過半数であるため、検証③では、さらに規模を分けて平均原単位を比較いたしまして、その差が20%以内であることを確認しております。

これらの結果、引き続き、規模を限定せずに、ベンチマーク設定することを御提案します。

こちらが区市町村庁舎等のベンチマークと2022年度実績による分布になります。

こちらが最後につけさせていただいております資料になりますけれども、本日の説明内容を一覽にまとめたものになります。左側が現行の低炭素ベンチマークにおける業種区分、右側が本日の検討内容をまとめたものでございますけれども赤字部分が見直し部分となっておりますので、御参照いただきたいと思います。

続きがございまして、こちらは飲食店その他になります。飲食店及びその他の業種区分から資料最後まで御説明は以上となります。

田辺座長、よろしく願いいたします。

○田辺座長 事務局ありがとうございます。ただいまの御説明について、スライド36から75までですけれども、意見交換をお願いしたいと思います。最後に改めてもう一回全体を通してやりますので、まずは、この部分からお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。挙手機能をお使いいただくか、御発言をいただいてもいいと思いますが、いかがでしょうか。

村上委員、お願いします。

○村上委員 ありがとうございます。まとめスライドがありましたというのを、さっきは失礼いたしました。

この区分と横比較についてなんですけれども、順番に比べながらお聞きしていて、例えばハンバーガー屋さんと喫茶店と焼肉屋さんを比べたときに、100～300ぐらいで横比較をしたときに、扱っているものによる違いなのか、営業時間の長さによる違いなのかというのは、お肉を焼いているから大きいのかなとか、分かりそうな部分と、いろいろ想像が広がるような部分もあって。今後業種は隣同士で面積が近いところ比較というような、これは設定のためというよりも、理解促進とか、何が違ってこう大きい少ないというときにそういったところも使っていただくといい情報になるんじゃないかなというふうに思ってお聞きをしておりました。

一つだけ細かい質問ですが、幼稚園と保育所はあって、ここの違い、原単位が3倍近く違

うのはこれは時間の違いかと思ったんですが、認定こども園はどちらに入っているんだろうと。非常に細かい話ですが、最近はいろいろなタイプのものが出てきているということもあって、少し気になりましたということです。どこかに保育所が保健所となっていたか、保健所が保育所となっていたか、漢字のてれこがあったかなというのが一つ思いましたので、また御確認をいただければと思います。以上です。

○田辺座長 村上委員、ありがとうございます。それでは、遠藤委員、お願いします。

○遠藤委員 全体にも関わる話かもしれないんですけども、今、事務局のほうから、例えば No. 28 の図書館。69 ページで、1,000 m²未満がグレーのハッチになっていますけど、今 1,000 m²以上で平均値の 1,205 を使ってベンチマークをつくらうと。こうすると、1,000 m²未満の人たちは、事業所についてはこのベンチマークが使えないというような状況になってしまって、選択肢としては 2000 年からの 35%削減という選択肢しか、目標達成のルートがなくなってしまうということなので、そうすると、実はもともと省エネを頑張っていて原単位を小さくしていたところが案外不利で、厳しいことになってしまうということも想定されます。

そういう意味では、今回原単位設定、ベンチマーク設定を見送りましたと、n 数が少ないとか、ばらつきが大きいとか、業態がよく分からないとか、理由は様々でしたが、そういう理由でベンチマークをやめましたというような業態なりの事業所については、ルートが一つしかないというようなことになってしまって、その中で省エネを頑張っていた人たちがちょっと厳しくなってしまうので。例えば図書館であれば、今、1,000 未満の人たちでも 1,000 m²以上の 1,205 という数字を使ってベンチマークのほうで届け出ていいよと、目標達成していいよみたいなルートがあるといいんじゃないかなと。

先ほど、近似で埋めてもいいんじゃないかという話があって、途中で抜けてしまっているのは近似で埋めてもいいんじゃないかというところがあるんですけども、端っこが抜けていると、じゃあどこを取ればいいのかというのが、ちょっとなかなか見えて来ないのかなというのもあって、大体傾向としては小さいほうがエネルギー消費量原単位が大きいということなので、例えば図書館であれば 1,205 という数字は 1,000 m²以上でつくったけれども、全体で図書館の業態の人はこれを使って届け出るルートもありますよみたいなことになってくるという可能性もあるんじゃないかなと思いました。まずは以上です。

○田辺座長 ありがとうございます。

それでは亀谷委員、お願いいたします。

○亀谷委員 御説明ありがとうございます。ちょっと気になったところで、例えば飲食・レストランですが、今までの結果では、飲食チェーン店の場合は、原材料だけが送られてきて現場のレストランの中では加熱調理するだけというような業態もあり、この床面積で並べるのは難しいところがあることを懸念してございます。

あと宿泊も、中小規模建物ということで、大きなシティーホテルなどの宴会場などを持つものが含まれないかもしれませんが、一般的には、そのシティーホテル、ビジネスホテル

等々で有意なエネルギー消費の差があります。今回の結果はきれいに床面積別に並んでいますが、たまたまというようなイメージを私は持っております。

あと、また何回も繰り返すこととなりますが、n数が極端に少ない状態を除いて、ある程度n数のあるものについては、50未満であっても、再度、分布や標準偏差を検討した上で床面積区分の検討をしていただければと考えています。以上です。

○田辺座長 ありがとうございます。

それでは、堀江委員、いかがでしょうか。

○堀江委員 ここに関しまして、皆様から既に出た意見以外のところはあまりございませんけれども、少ない面積のところを外れてしまっているようなところに関しては、ばらつきの確認とか、繰り返すんですけども区分を調整するとかということを含めて、なるべく外れないような形に、上が外れている、下が外れている場合も含めて工夫していただければというふうに思います。以上です。

○田辺座長 ありがとうございます。私もホテルなどは結構驚いたんですけども、東京都の制度が、年間1,500k1以上使っている省エネ法の対象事業者は、キャップのほうで捕捉されているので、ホテルそのものが少し小さめのところで、たぶんそこが外れているからこうなるのかなと思っていました。

それから、飲食なども、年間3,000k1以上使っている事業者の個々の事業所なので、同じ業態だけで集めるときに比べると、かなりそろった形のデータになっているのかなというふうに見ております。私が答えてはいけないんですが、東京都のほうでいかがでしょうか。

○陣内温暖化対策報告書制度担当課長 御意見ありがとうございます。先生方のコメントに御回答させていただきたいと思います。

まず、村上委員から御質問がありましたような、保育所と幼稚園の違いなんですけれども、こちら私ども、正式な稼働状況の時間などは報告項目にないので、推察ではあるんですけども、営業時間が一番大きいのかなと考えているところでございます。

ただ、幼稚園については、一瞬小中高とも一緒にできるんじゃないかと考えてみたこともあったんですが、ただ小学校ぐらいはまだいいんですけども、さすがに高校ぐらいになってくると違って来るかなというところもございまして。今回どちらかという、保育所は保育所で、学校というよりはやはり児童をお預かりをするというか、もう少し機能が違うのかなという形で受け止めているというところでございます。

認定こども園みたいなのところも、91番のところは一応対象には入っているんですけども、n数がとても少なくて実態としては把握し切れていないというところがございます。

それから遠藤委員から御指摘がありましたように、規模の小さい事業所については、例えばn数が足りない場合であっても、より大きめの規模の事業所の原単位を使って、その基準でもいいというのであれば、それも一つ目安に活用したらどうかというところで。確かに事業所の面積が小さいほど原単位が高くなる傾向もございまして、そういった今回いろいろばらつきを見たりとか、区分けをもう少し工夫したりという考え方にプラスして。例えば、

もう少し大きい規模というか、図書館につきましては、できればこれだけ、1,000 m²未満については、1,707 というような原単位が出ておりますので、こちらを活用するほうがいいのかなどと思いつつも、ご利用いただけるベンチマーク制度を、より活用していただける方を増やしていくとか、そういったところの視点からもひとつ、今後検討していきたいと考えているところでございます。ありがとうございます。

亀谷委員からコメントをいただきまして、田辺座長からもコメントもあったところで、ホテル・旅館のところでございますけれども、こちらは実は実際のデータを拝見いたしますと、皆さん御存じのようなビジネスホテルのような、いわゆる泊まるだけとか、あまり宴会やパーティーをするというよりは、どちらかというビジネス使用のホテルで割とそろっているのかという形でデータを見ておりまして。

そういう意味ではリゾートホテルからいろいろなものが本当はあるはずだとは思いますが、たまたまこういう形で一つの原単位でいけるような形になっているというふうに判断をしているところでございます。

今回いろいろ御意見を幅広くいただきまして、できるだけ n 数がない中でも活用していただけるような方向で設定をしていければと思っておりますので、また引き続き検討してまいりたいと思います。いったん私からは以上でございます。よろしく願いいたします。

○田辺座長 ありがとうございます。

それでは、改めて今の回答にも関係して、全体を通して最後に皆様から御意見をいただきたいと思っております。一言でもぜひお願いできるといいんですが、いかがでしょうか。

遠藤委員、お願いします。

○遠藤委員 全体を通しての前に1点。物販のNo.9で、A+がほかと違って上位5%で今回は提案しますということになっていまして。私は結構ではないかと思っております。

それから全体を通してにつきましては、今回のベンチマーク設定で見送りになったところももう少し入るように、ベンチマーク設定ができるように再度検討してみますということでしたので、その方向でお願いしたいということと、最後に今回のベンチマーク設定でカバーできている件数割合、またはエネルギー割合が一応目安で示していただけるとありがたい。できればそのカバー率が過去のカバー率よりも上がっているといいなというふうに思っております。

それから、これはほかの委員からも出ておりましたけれども、業種の区分によっては、もう少しこういう属性情報が本当は欲しいんだよなというのが、事務局で作業をしながらいろいろモヤモヤが出てきたと思うので、そういうところも次回示していただいたら、今後の届出制度の役に立つかというふうに思いました。以上です。

○田辺座長 ありがとうございます。

亀谷委員から手が挙がったのでお願いします。

○亀谷委員 私のほうは、冒頭に申し上げましたように、このベンチマーク制度というのは非常に分かりやすい指標ですし、定量的でもありますし、その点では非常にいい指標ですが、

省エネ以外の影響要因という点につきましてはこのデータソースでは難しいというところがあって、これは各委員からも御意見があったように、将来的にはもう少し、このフィールドデータの拡充というものも今後必要かと考えてございます。以上でございます。

○田辺座長 ありがとうございます。

村上委員、堀江委員、いかがでしょうか。それでは、堀江委員、お願いします。

○堀江委員 ありがとうございます。もう少し若干繰り返しになってしまう点が出てきますが、最後のコメントということで2点申し上げさせていただきます。

今も出ていました明らかにコロナの影響があるような場合、特に焼肉店の場合とかは顕著だったと思うんですけれども、こういう場合には、例えば2023年の実績値で改めて分布を計算してみて、本当に2018年の数値をそのまま使っているのかどうかですね。ひょっとしたら焼肉店というものの原単位みたいなものかなり変わってしまっているということもあり得るのかと思うので、そういったところは再検証いただいたらよろしいのかなということ。

それから、2点目も最初に亀谷委員のほうから出たと思うんですけれども。改めまして、これだけ個別の用途によって、同じ商業の中でも原単位が違うということが分かったということで、商業複合系のところですね。今は面積で三つに分けて出しているんですけれども、どちらかという、何の用途と複合なのかというほうが、より差が大きく出るという可能性もあるかなと思ひまして。これもサンプル数の関係とかで難しいかもしれないんですけれども、物販と飲食だけで分けるのか、あるいは物販といってもコンビニみたいな消費量が多い用途もあるので難しいんですけれども、非常に原単位が大きい用途との複合なのか、そうではない典型的には服飾品のような販売みたいなどころとの複合なのか、そういう分け方ができないかということも少し検証していただいたほうがいいかなと思ひました。以上です。

○田辺座長 ありがとうございます。

では、村上委員、お願いいたします。

○村上委員 一つ一つ非常に精緻に細かく分けて積み上げてこられて、本当に素晴らしいデータベースだというふうに思っています。これがより広く使われて、実際の省エネ、もしくはエネルギー全体の消費量が減るようなビジネスの在り方に結びついていくといいのになど考えております。これがまとまった後に、使えそうな中間支援とか、金融機関とか、そういったところの方々にも周知していただくような機会を持っていただけるといいのかなというふうに考えております。以上です。

○田辺座長 ありがとうございます。

亀谷委員から手が挙がっております。

○亀谷委員 今回の各種の業態で、ある程度の統計値であるベンチマークが出てきますが、これは東京都の中で、中小建物の全ストックのうち、どの程度の割合がカバーされているのかなど、そのあたりも次回明らかにしていただければと思います。以上です。

○田辺座長 ありがとうございます。

最後の件は、事務局が示されました最初のパワーポイントにカバー率などをもうちょっと書くようにいたしましょうか。そこが対象になっているのが、中小が東京の場合は6割あるんですけども、義務になっているところが22%なので、この方々がどのぐらいカバーされているか。そういう資料を次回御用意いただけるといいかなと思いました。亀谷先生、ありがとうございます。

事務局から、今のコメントに対して何かございますか。

○陣内温暖化対策報告書制度担当課長 先生方、コメントありがとうございました。遠藤委員、亀谷委員から御指摘いただきましたように、今回のベンチマークの適用のカバー率といえますか、件数割合なのか、エネルギー割合なのかを検討させていただいて、次回お示ししたいと思います。

○田辺座長 ありがとうございます。それでは、今日大変貴重な意見をいただいて、今回の制度と、少し将来を見越した各事業者の活動量みたいなもののデータを取っていくという話も出ましたので、また次回までに、事務局は宿題が出てちょっと大変ですけども、整理をしていただければと思います。

(2)今後のスケジュール

○田辺座長 それでは、今後のスケジュールについて事務局から御説明お願いいたします。

○事務局 東京都事務局から、ベンチマーク設定検討会の今後のスケジュールについて御説明いたします。本日第1回目の検討会を開催させていただきまして、週明け月曜日から事業者様などから意見募集を行う予定です。意見募集期間は8月30日金曜日までの予定です。申込場所と同じ場所に、提出先のメールアドレスと意見書の様式を掲載いたしますので、そちらを用いて意見を御提出いただければと思います。

いただきました意見を踏まえ、また本日の検討会を踏まえまして、次回9月下旬に第2回検討会を開催する予定でございます。こちらを踏まえまして、ベンチマークの設定について取りまとめさせていただきまして、改正制度のガイドラインを10月に公表させていただく予定でございます。スケジュールの説明は以上です。

田辺座長、よろしく願いいたします。

○田辺座長 ありがとうございます。それでは本日予定しておりました全ての議事の検討を終えさせていただきましたので、進行を事務局にお戻しいたします。

委員の皆様、本当にありがとうございました。

○陣内温暖化対策報告書制度担当課長

田辺座長、ありがとうございます。また委員の皆様方には大変貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。

本日御説明いたしました内容につきましては、皆様の御意見を踏まえ見直しをさせてい

ただきまして、今回御指摘いただきました件につきましても、次回の検討会でお示しをさせていただきますたいと考えてございます。

3 閉 会

○陣内温暖化対策報告書制度担当課長 それでは、以上をもちまして検討会を終了させていただきます。ありがとうございました。

○一同 ありがとうございました。

(了)